

# 『心といのちの大切さ』の標語を紹介します。

ここ近年『心の病』が増えています。みんなが輝いて生活できるために、そして一つしかない『いのち』を大切に考えられるように、『心といのちの大切さ』をテーマにした標語の募集を、町内小・中学校の生徒の皆さまにお願いをしました。206名の作品が出品され、この作品の中から最優秀賞1名、優秀賞5名を選ばせていただきました。

★各賞に輝いた方をご紹介します。

**最優秀賞** 日和佐小学校 2年 小笠 一波くん 『どうしたの ぼくにいてよ こまったら』

## 優 秀 賞

由岐小学校 2年 新開 スウさん 『楽しいな いきているから わかること』  
2年 濱田 直希くん 『いけないよ もどってこれない ばしょがある』  
4年 橋本 倫くん 『きつという あなたをつつむ やさしい心』  
木岐小学校 1年 花山 雷颯くん 『ぼくがまもる みんながまもる ひとりひとりのこころといのち』  
伊座利小学校 4年 田浦 大成くん 『生まれたよ』それは命を大事にするよと やくそくしたーしゅん』

## 野焼きは法律で禁止されています。

「近所でごみ等を燃やして、煙がすごくて困っています。」「洗濯物に臭いがついて困っています。」などの苦情を耳にします。ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康にも影響が出てきます。このようなことから一部の例外を除いて、野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています。

### 野焼きの例外

- ①国または地方公共団体でその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(道路等の清掃で出た草木の焼却等)
  - ②震災、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
  - ③風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(しめ縄や門松を焼く行事等)
  - ④農業、林業、漁業を営むためにやむを得ず行われる廃棄物の焼却(雑草の焼却、網にかかったごみの焼却等)
  - ⑤その他日常生活を営む上で行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(落ち葉焚き、たき火等)
- ※野焼きの例外でも煙やにおい、風向きなど近隣の迷惑にならないようご注意ください。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎77-3613 由岐支所住民室 ☎77-2212

## ◆税務署からのお知らせ

### 「税を考える週間」 11月11日(木)～11月17日(水)

#### テーマ：「IT化・国際化と税」

～ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の周知及び利用促進 ～

週間中の活動として、「マスメディアを活用した広報」、「国税庁ホームページの活用(「税を考える週間」特集ページの開設)」、「税に関する作文の表彰」、「税の作品展の開催」、「第三回小学生タックスセミナー」等を実施します。詳しくは国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

#### ■e-Tax(イータックス)を始めよう!国税電子申告・納税システム(e-Tax)とは…

e-Taxとは、国税に関する各種手続き(所得税、法人税等の申告や納税、申請や届け出等)が、自宅やオフィスからインターネット等を通じて行うことができます!

e-Taxをはじめるには、事前に電子証明書とICカードリーダライタの準備が必要です。

詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

#### ～相続又は贈与等に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について～

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることとしました。この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、[国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】](http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

【お問い合わせ先】 阿南税務署 ☎0884-22-0414